

スマートフォン・ゲーム機等の利用について

児童が「いじめや犯罪」に巻き込まれないようにするため、また学習に集中できるようにするため、児童が中心となって黒浜小利用宣言をつくりました。宣言に親しみ、笑顔で安全に利用できるよう名称を「スマイル宣言」としました。令和2年度は、「ネットトラブルを防ぐには？」について話し合い、特に、人を傷つけるような使い方をしないことが大切であると分かりました。家庭用リーフレット「家庭で話そう！」を参考に、ぜひ各ご家庭で取り組んでいただければと思います。

スマイル宣言

～ゲーム機・テレビ・スマートフォン・タブレット等の利用について～

じかん き つか

1 時間を決めて使います。

かぞく き

2 家族で決めたルールやマナー

まも あんぜん つか

を守り安全に使います。

きず つか

3 人を傷つけるような使い方は

しません。



家庭で話そう！

保護者のみなさまへ

蓮田市立黒浜小学校

ースマートフォン・ゲーム機等の利用のルールとマナーについてー

「スマホ・ゲーム機の危険性、ご存知ですか？」



わが子が「いじめや犯罪」に巻き込まれないために（被害者にも加害者にもならないために）、わが子の生活習慣を望ましいものとし、学習に集中できるようにするために、保護者と学校が同じ視点を持って児童のために取り組んでいきましょう。

①子供を守る主体は「保護者」

スマートフォンや携帯電話は「保護者」が買って、子供に与えるものです。

＊ゲーム機器からもインターネットにアクセスでき、トラブルが起きている。

フィルタリングや他のアプリの起動制限・インストールの制限をするのは保護者です。

＊コミュニティーサイトで犯罪被害にあった9歳以上がフィルタリングに加入していませんでした。

②学んでほしいこと

インターネットの特性は、**瞬時に、広範囲に、消えることなく、一方的に**情報が流れ、それに対して返信や転送ができる相互性があることです。インターネットを利用する際には、「責任」が伴います。このことをしっかり子供に伝えていかなければなりません。

インターネット上で、被害にあった子供たちを守ることはもちろんのこと、誹謗中傷などの行為を行う子供にしないことが大切です。「相手のことを思いやる心」は、保護者と子供との日常的なふれあいから生まれます。学校と家庭とが協力して、思いやりの心を育みましょう。

③お子さんに伝えてください。

○一度ネット上に流れると、流す前の状況には戻りません。

○誹謗中傷（相手の悪口を言ったり、ネット上に書き込んだりする行為）は決して許されません。

※脅迫罪や名誉棄損、侮辱罪などの犯罪行為に該当する場合があります。



④お子さんと一緒に家庭でのルール作りを！

お子さんにスマートフォン・ゲーム機を与える際には、しっかりと話し合うことが大切です。

ルール作りのポイント

- 必要性をお子さんと共に理解し、ルール作りの必要性を伝えましょう。
- 一方的なルールにならないように、必ずお子さんと話し合いながら決めましょう。
- ルールを決めて終わりではなく、しっかり守られているか、確認しましょう。

ルールの例

- ・夜7時を過ぎたら使わない。
- ・お風呂に持ち込まない。
- ・自分の部屋に持ち込まず、リビングに置く。
- ・食事中は使わない。
- ・困ったときは、保護者に相談する。
- ・ルール違反したら、使用を禁止する。

黒浜小学校児童利用宣言『スマイル宣言』

- 1 時間を決めて使います。
- 2 家族で決めたルールやマナーを守り安全に使います。
- 3 人を傷つけるような使い方はしません。



わが家のルール

- ①
- ②
- ③

⑤子供の「心」を育むことが最も大切です。

- スマートフォン・携帯の先には人がいます。
- 人と人が向き合って直接話すことが基本です。



＊人と人が向かい合って話をする大切さは今も昔も変わりません。

温かい人と人との関わりができてこそ、インターネット機器が有効に使われます。